

子どもも 親も 地域も 互いに育ちあうまちづくり

第3期美里町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

美里町

目 次

序 章	第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	
	1.計画策定の趣旨	1
	2. 計画の法的根拠及び位置付け	2
	3.計画期間	2
	4.計画の進行管理	2
第1章	子ども・子育て支援の現状	
	1.人口と子ども人口の推移	3
	2.出生数の推移	4
	3.幼児の健診受診状況の推移	4
	4.保育施設入所児童数の推移	5
	5.幼稚園入園児童数の推移	5
	6.小学校児童数の推移	6
	7.中学校生徒数の推移	6
	8.放課後児童クラブ利用児童数の推移	7
	9.第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	8
	10.子育て支援事業の提供体制と利用状況	10
第2章	子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
	1.子ども人口の推計	11
	2.教育・保育提供区域	12
	3.教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容	12
	4.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 提供体制の確保内容	17
	5. 放課後児童対策	26
第3章	計画の基本目標	
	○基本目標	28
	○基本方針	28
	○施策の体系	30
第4章	基本計画（令和7年度～令和11年度）	
	第1節 安心して子どもを生み育てるために	31
	第2節 子育てと仕事の両立を支援するために	34
	第3節 子どもたちが健やかに成長するために	36
	第4節 地域ぐるみによる子育てを推進するために	39
	第5節 施策の数値目標	41

第5章	計画の推進に向けて	
	○各主体の役割	42
	○推進体制の整備	44

序章 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充及び質の向上を進めるため導入された「子ども・子育て支援新制度」は、平成27年4月の計画開始から10年が経過しました。

国はこの間も、幼児教育・保育の無償化や待機児童対策、子どもの貧困対策、児童虐待防止対策などの子育て支援策を講じてきました。しかし、少子化はさらに加速し、令和4年には統計開始以降初めて、国内の出生数が80万人を割り込み、令和6年には70万人を下回ると予想されます。

そのような中、国は、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて強力に進めるための新たな司令塔として、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置するとともに、そのための包括的な基本法である「こども基本法」を施行しました。

さらに、令和6年6月には「子ども・子育て支援法」の改正により、児童手当の所得制限の撤廃や支給対象年齢の引上げ、第3子への支給額の増額に加え、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設や、育児休業給付の拡大などが示されました。また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について支援の対象とするなど、あらゆる視点から子育て支援施策を展開していくことが重要とされました。

本町においては、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育施設の整備を支援してきたことで令和3年度には喫緊の課題だった待機児童を解消したほか、子ども医療費の対象年齢を高校生年齢まで引上げるなど、子育て世帯への支援を行ってきました。

令和6年度に第2期計画の最終年度を迎えることから、今後の社会情勢の変化やニーズの多様化、第2期計画の進捗状況を踏まえながら、今まで以上に効果的かつ総合的に計画を推進するため「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の法的根拠及び位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定される「市町村行動計画」を合わせ持った計画として策定するものです。

また、この計画は「美里町総合計画・美里町総合戦略」を上位計画とし、本町における子どもたちの健全育成と家庭での子育てを支援するため、子育て支援に関する基本方針や施策などを具体的に示す分野別計画であり、本計画に関する他の分野別計画や国の関連法、宮城県の計画とも整合を図るものとします。

子ども子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抄）

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 計画期間

この計画は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 か年計画とします。

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
第 2 期 美里町子ども・子育て支援事業計画					第 3 期 美里町子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の進行管理

この計画が効果的に推進されるよう、計画の進行状況の確認や住民への公表、さらに必要に応じて見直しを図ることができる体制を整備します。

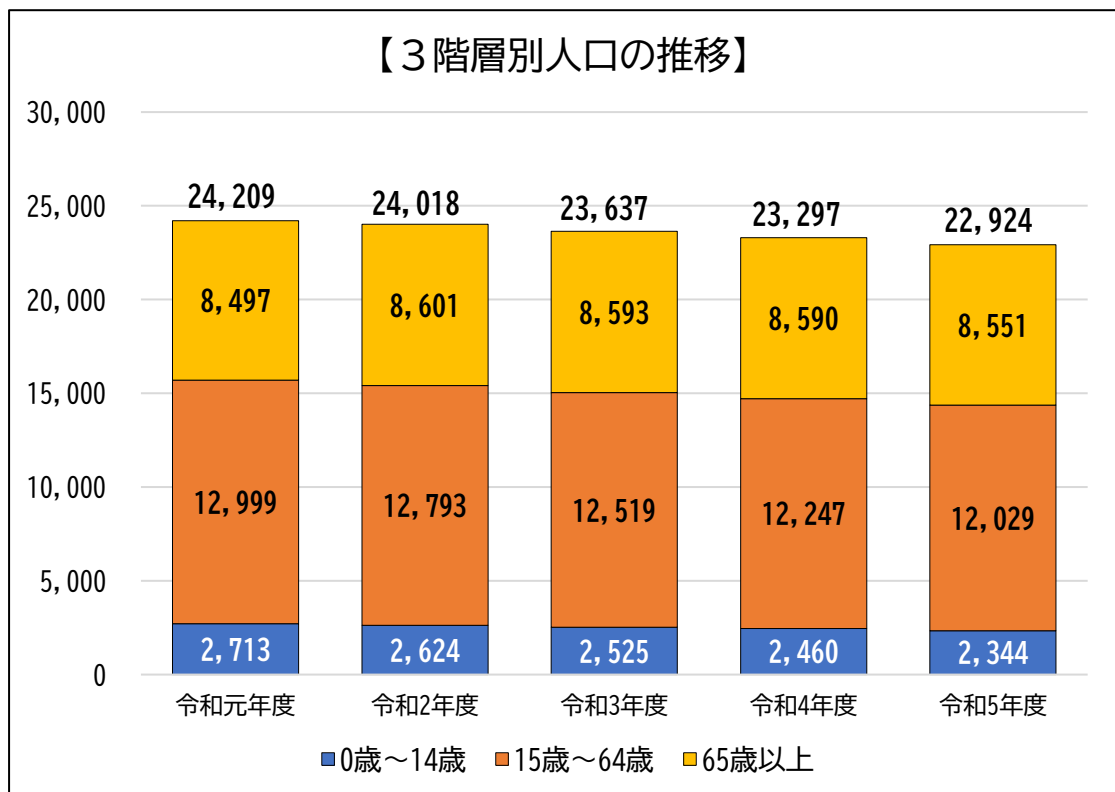
今後も、住民の声を十分に聴き入れ、子育て支援活動について提言をもらい、より一層町の実情に即した活動が行われるよう努めます。

第1章 子ども・子育て支援の現状

1. 人口と子ども人口の推移

美里町の総人口の推移をみると、年々減少を続けており、令和5年度末の総人口は22,924人となっています。

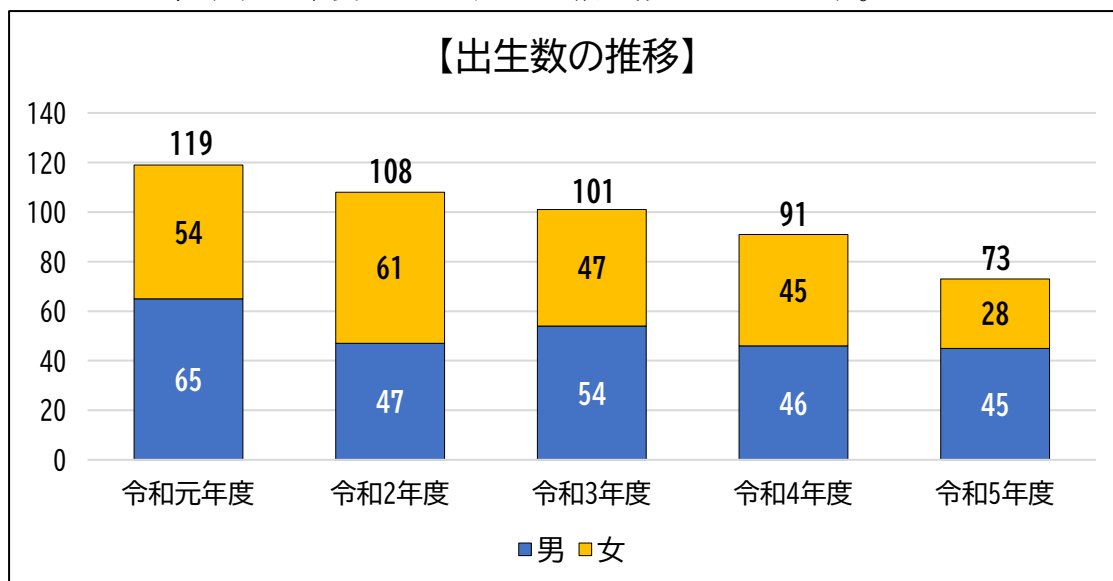
3階層別人口でみると、全人口が減少している中で、平成26年以降増加していた老年人口（65歳以上）も令和3年度に減少に転じ、令和3年度以降は全階層で減少しています。特に年少人口（0歳～14歳）の減少が著しく、毎年3%前後の減となっています。また、生産年齢人口（15～64歳）も毎年2%程度減少しており、少子高齢化が進行しているのがわかります。



資料：住民基本台帳（各年度末日）

2. 出生数の推移

過去5年間の出生数の推移をみると、令和元年度以降毎年10人程度減少していましたが、令和5年度には18人と大幅に減少しています。



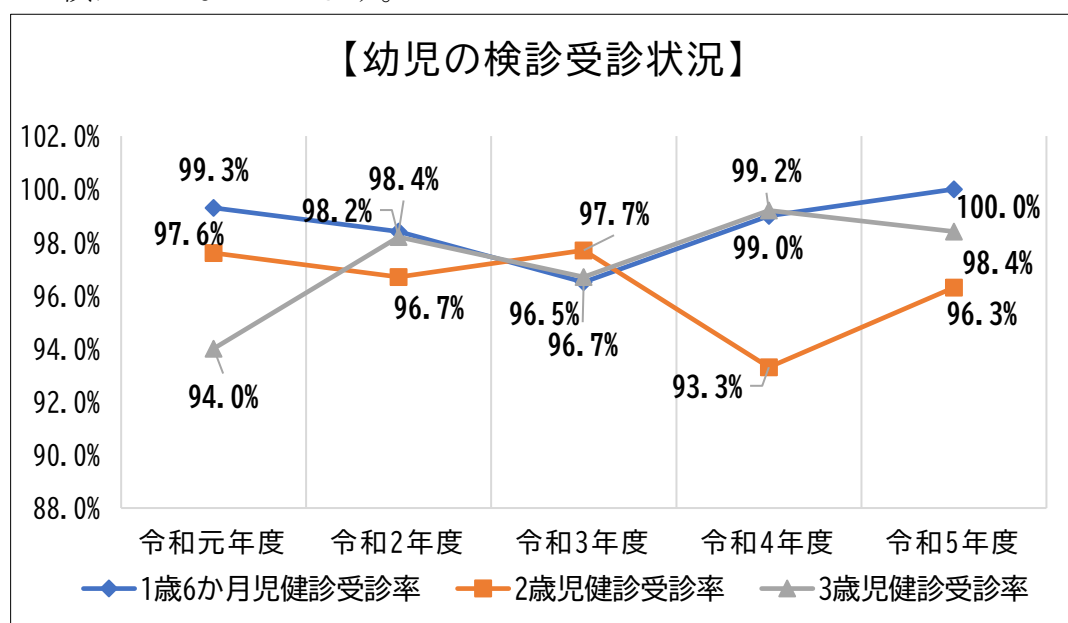
資料：住民基本台帳

3. 幼児の健診受診状況の推移

幼児の検診受診状況をみると、1歳6か月検診は令和3年度まで減少しましたがその後回復し、令和5年度には100%の受診を達成しています。

2歳児健診は、令和3年度まではほぼ横ばいでしたが、令和4年度で大きく落ち込み、令和5年度には回復しています。

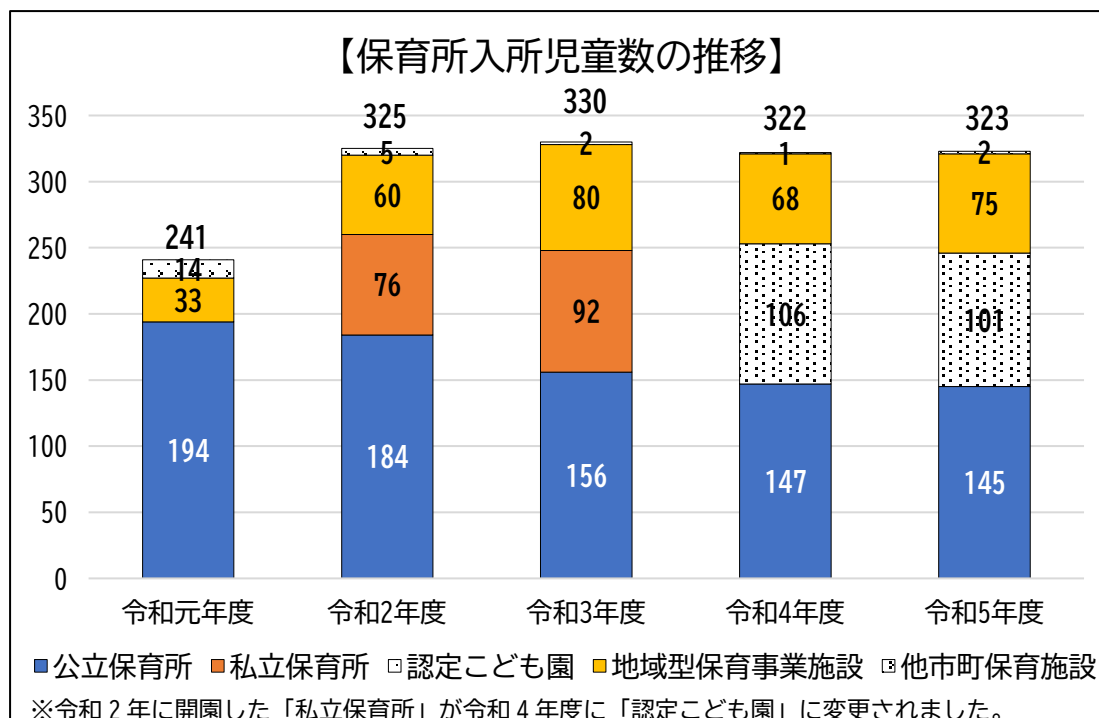
3歳児検診は令和2年度に受診率が大きく増加し、それ以降は、波があるもののほぼ横ばいとなっています。



資料：健康福祉課

4. 保育施設入所児童数の推移

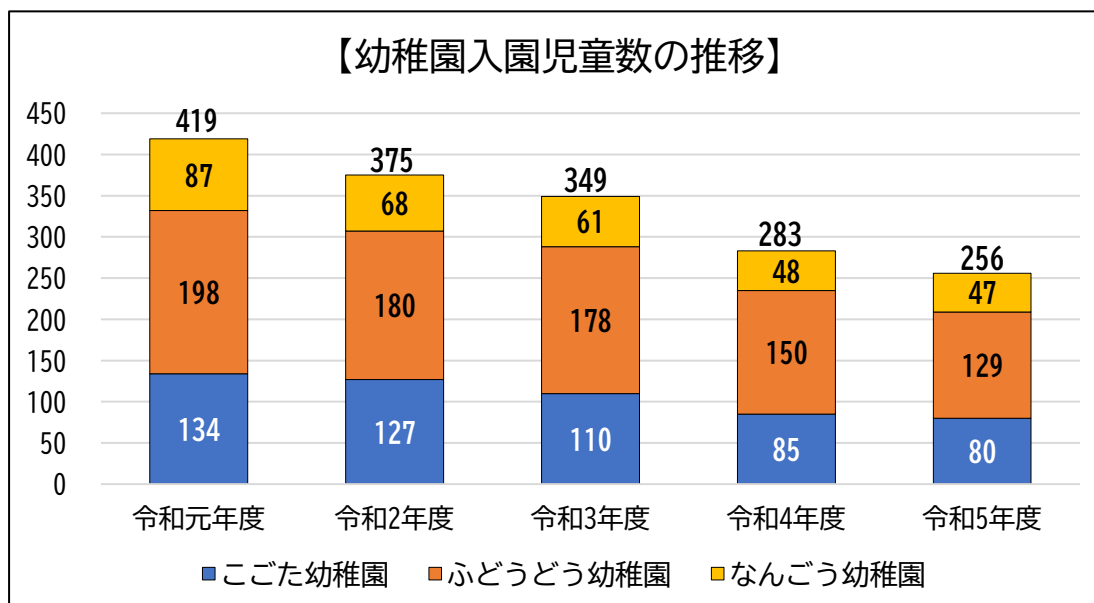
保育施設入所児童数の推移をみると、令和2年度に駅東地区に定員110人規模の私立保育所が開園したことで保育施設利用への期待が高まり、保育ニーズが大幅に増加しましたが、それ以降は横ばいとなっています。



資料：子ども家庭課（各年4月1日）

5. 幼稚園入園児童数の推移

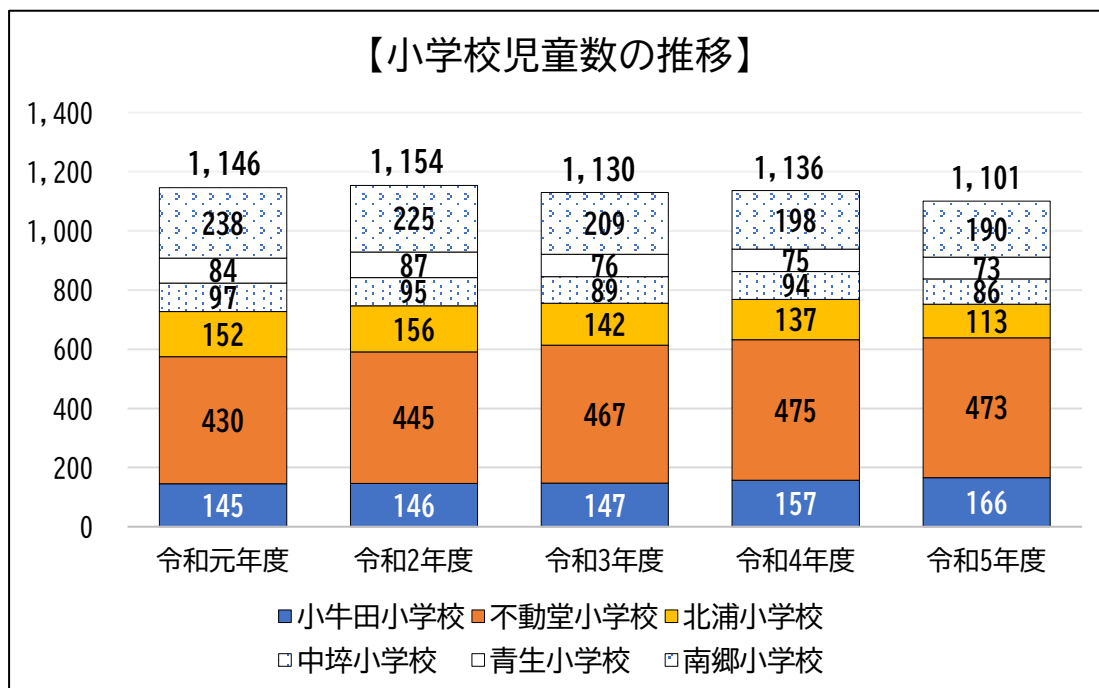
幼稚園入園児童数の推移をみると、子ども人口の減少に合わせて、全ての施設で園児数が減少しています。過去5年間を見ると、こごた幼稚園40.3ポイント、ふどうどう幼稚園34.8ポイント、なんごう幼稚園46.0ポイントの減となっています。



資料：教育総務課（各年5月1日）

6. 小学校児童数の推移

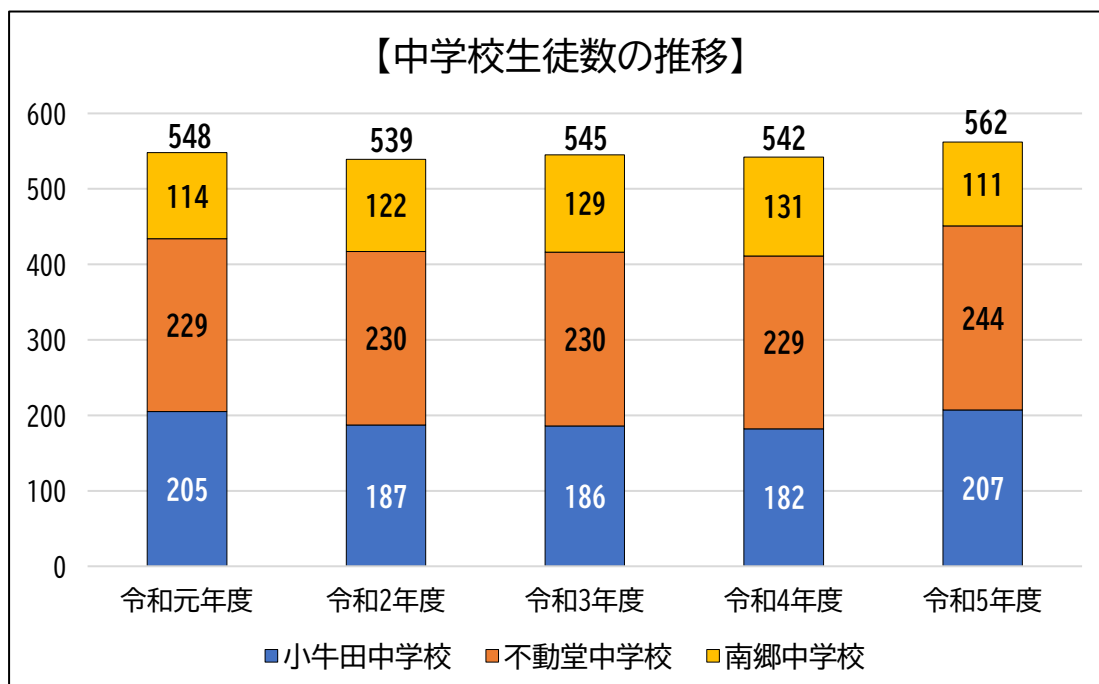
小学校児童数の推移をみると、不動堂小学校と小牛田小学校は増加傾向にあり、ほかの4校は減少傾向にあります。特に北浦小学校と南郷小学校が大きく減少しています。



資料：教育総務課（各年5月1日）

7. 中学校生徒数の推移

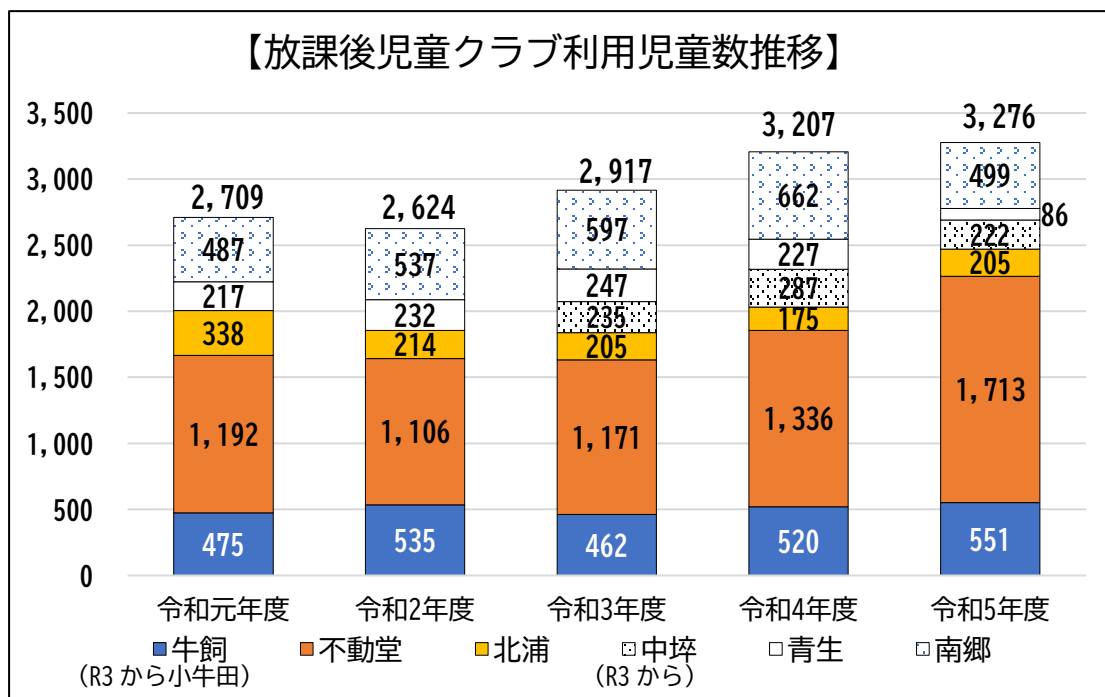
中学校生徒数の推移をみると、学校により増減にばらつきはあるものの、全体としては令和元年度以降ほぼ横ばいで推移し、令和5年度に前年比で20人増加しています。



資料：教育総務課（各年5月1日）

8. 放課後児童クラブ利用児童数の推移

放課後児童クラブの利用児童数の推移をみると、増減については施設によってバラつきがありますが、令和3年度以降利用児童数は増加しています。令和3年度には、牛飼放課後児童クラブが小牛田放課後児童クラブと中埜放課後児童クラブに別れたことにより利用児童が増加しました。また、令和5年度には、不動堂放課後児童クラブが新築され、定員が増えたことにより大きく増加しました。



資料：子ども家庭課
(年間延べ人数)

9. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

「第2期美里町子ども・子育て支援事業計画」で設定された目標量の達成状況は以下の表のとおりになります。

「1. 通常保育事業」においては、令和2年度に定員110人規模の保育施設が開園したことなどから、目標値の定員を34人上回りました。しかしその後、子ども人口の減少などにより定員の調整を行い、令和6年度は令和2年と比較し27人減少しています。「2. 延長保育事業」は、町内の保育施設全施設で実施しているため、8か所となっています。「6. ファミリー・サポート・センター事業」については、令和4年度から運用を開始していますが、令和6年11月現在でマッチングが成立した件数は0件となっています。「9. 放課後児童クラブ」においては、令和3年度から中卒放課後児童クラブを運営開始したことにより、全ての小学校区で運用することができるようになりました。

一方、「5. 病後児保育」については、一定のニーズは見込めるものの、場所と職員の確保が難しく、教育・保育施設での実施には至っていません。唯一、中卒地域にある認可外保育施設が実施しています。

今後は、「第2期美里町子ども・子育て支援事業計画」で未達成であった事業及び目標量が未設定であった事業についても、利用者ニーズ等を考慮しつつ事業の実施に向けて改めて検討を進めます。

項 目	内 容	令和2年度	目標値	令和6年度 (実績)
1. 通常保育事業	平日、保護者の就労等により保育に欠ける児童を保育所等で預かる事業	368人	334人	341人
2. 延長保育事業	通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かる事業	7か所	8か所	8か所
3. 一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	以下の事由の場合に、一時的に施設での保育を行う事業 ① 就労形態等により家庭での保育が継続的に困難な場合 ② 保護者の病気、入院、その他の私的事由により、緊急一時的に自宅での保育が困難になった場合 ③ 私的な事由やその他の事由により一時的に自宅での保育が困難となった場合	2か所	2か所	2か所
4. 特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う児童保育の需要変化に対応するため、週2、3日程度または午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる事業で、一時保育が緊急的な対応となるのに対し、1週間のうち何日か一定の時間帯または期間保育に欠ける状態への対応をする事業	2か所	2か所	2か所

項 目	内 容	令和 2 年度	目標値	令和 6 年度 (実績)
5. 病後児保育事業	病気の回復期にあり集団保育が困難な子どもで、保護者の勤務等の都合で家族で育児を行うことが困難な子どもを、専用の保育室等において一時的に預かる事業	0 か所	—	1 か所
6. ファミリー・サポート・センター	地域において育児の援助を受けたい方（依頼会員）と援助したい方（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	0 か所	1 か所	1 か所
7. 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病、就労あるいは社会的事由、育児疲れ等により育児や養育が一時的に困難になった家庭の児童または、緊急一時的に保護を必要とする母子等を短期間（原則 7 日）児童養護施設等で預かる事業	0 か所	—	0 か所
8. 地域子育て支援 センター事業	子育て家庭の支援を目的に、以下のような施策を実施する事業 ① 子育て親子の交流の場の提供とその促進 ② 子育て等に関する相談・援助の実施 ③ 地域の子育てに関する情報の提供 ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	2 か所	2 か所	2 か所
9. 放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や長期休業時等に放課後児童クラブ施設等において適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る事業	5 か所	6 か所	6 か所

10. 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

美里町の子育て支援事業の提供体制は、令和6年時点で下表のとおりとなっています。

①保育施設入所状況（令和6年11月現在）

施設名	定員数（人）	入所数（人）	入所率（％）
公立保育所	141	140	99.3%
幼保連携型認定こども園 （保育枠）	110	111	100.9%
地域型保育事業施設	90	87	96.7%
他市町保育施設		11	
合 計	341	349	102.3%

②幼稚園入所状況（令和6年11月現在）

施設名	定員数（人）	入所数（人）	入所率（％）
こごた幼稚園	180	76	42.2%
ふどうどう幼稚園	240	101	42.1%
なんごう幼稚園	140	44	31.4%
幼保連携型認定こども園 （教育枠）	11	9	81.8%
合 計	571	230	40.3%

③地域子ども・子育て支援事業

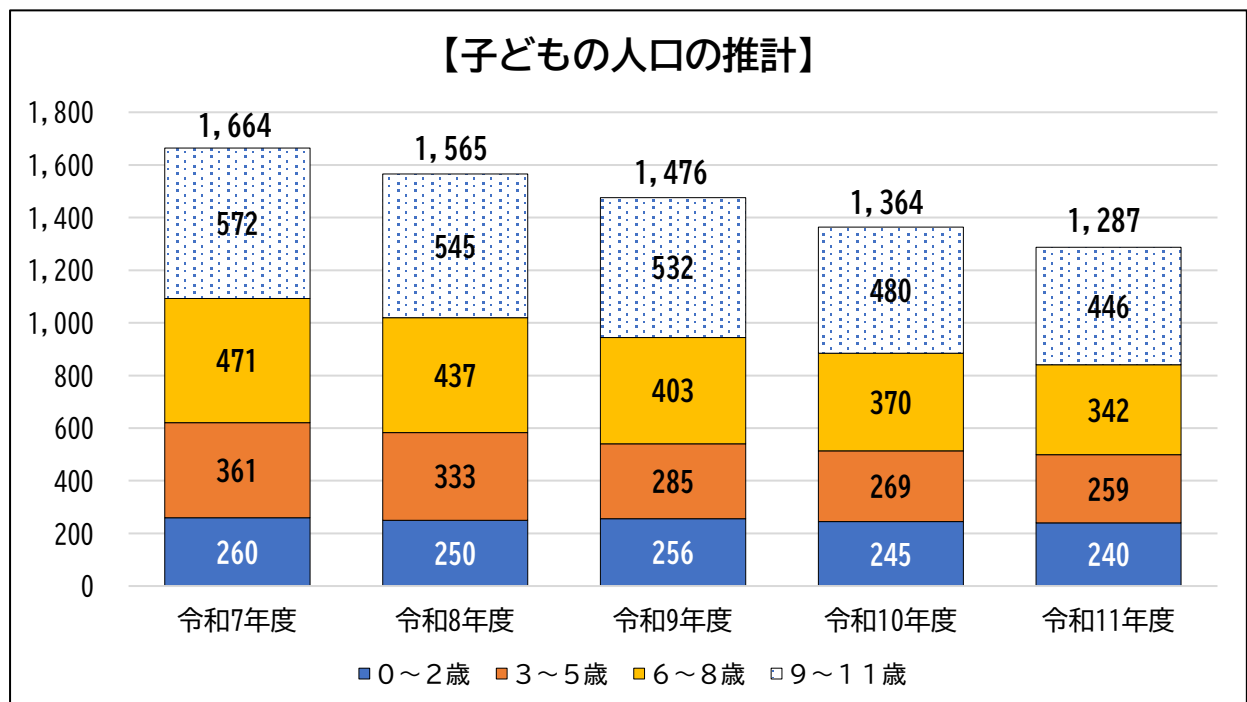
量の見込みに関する項目	関連する事業名および施設名または箇所数
時間外保育事業	【延長保育】 18:00～19:00 保育所、認定こども園(保育枠)、地域型保育施設 8 か所 【一時預かり事業(幼稚園型)】 7:00～9:00、13:00～19:00 幼稚園、認定こども園(教育枠) 4 か所
放課後児童 健全育成事業	【放課後児童クラブ】 小牛田、不動堂、北浦、中埴、青生、南郷 6 か所
地域子育て支援 拠点事業	小牛田子育て支援センター 南郷子育て支援センター 2 か所
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	【一時預かり事業(在園児以外を対象とするもの)】 (週3日以内 緊急時は14日以内 8:00～16:00) 保育所、認定こども園、企業主導型保育施設 3 か所 【一時預かり事業(在園児を対象とするもの)】 ※一時的に保育が困難となった場合に利用できるもの (7:00～9:00、13:00～19:00) 幼稚園、認定こども園(教育枠) 4 か所
病後児保育 ファミリー・サポート・セン ター(病児・病後児)	【病後児保育】 企業主導型保育施設 1 か所

第2章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 子ども人口の推計

美里町の子ども人口の推計について、令和7年度から令和11年度までを推計すると、0～2歳では20人、3～5歳では102人、6～8歳では129人、9～11歳では126人の減少が予測されます。

年 齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	89	84	80	78	79
1歳	75	90	85	81	79
2歳	96	76	91	86	82
0～2歳	260	250	256	245	240
3歳	108	97	77	92	87
4歳	126	109	98	78	93
5歳	127	127	110	99	79
3～5歳	361	333	285	269	259
6歳	144	128	128	111	100
7歳	163	145	129	129	112
8歳	164	164	146	130	130
6～8歳	471	437	403	370	342
9歳	199	165	165	147	131
10歳	179	200	166	166	148
11歳	194	180	201	167	167
9～11歳	572	545	532	480	446
合 計	1,664	1,565	1,476	1,364	1,287



2. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて設定するよう定められていますが、美里町ではこの設定単位を、居住地に関わらず勤務先や家庭事情などの利便性を考慮してサービスを利用できるよう、「全町で1区域」とします。

3. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 認定区分

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区 分	対 象		該当する施設
1号認定 (幼稚園・認定こども園教育枠)	3～5歳	専業主婦(夫)家庭・短時間就労家庭	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)
2号認定 (幼稚園・認定こども園教育枠＋一時預かり事業(幼稚園型))	3～5歳	共働き等で学校教育の希望が強い家庭	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)
2号認定 (保育施設希望)	3～5歳	共働き家庭等	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園) 地域型保育事業施設 (小規模・事業所内保育施設)

(2) 計画期間における量の見込み

【1号認定(3～5歳児で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い区分)】

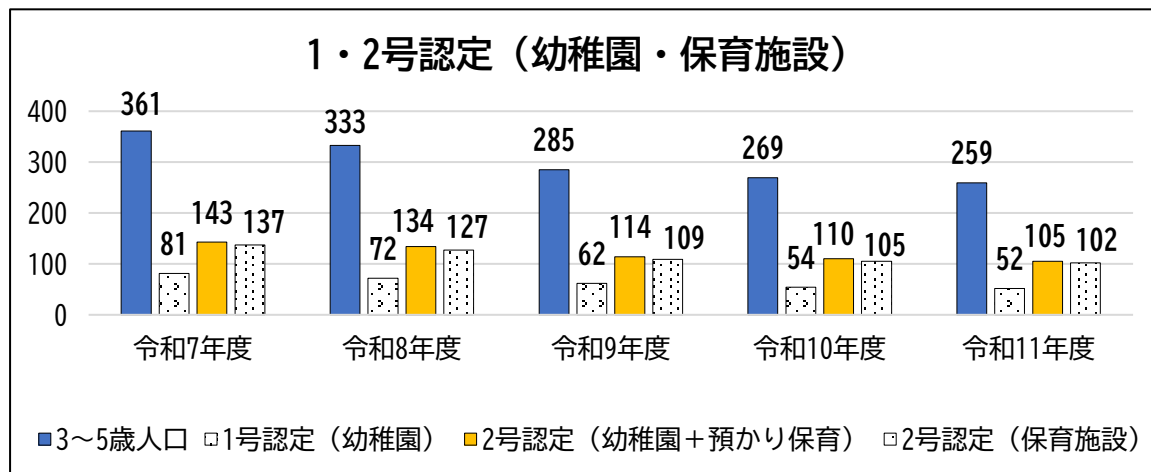
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		81	72	62	54	52
②確保方策	特定教育・保育施設	81	72	62	54	52
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

【2号認定(幼稚園希望：3～5歳児で保育の必要性がありながらも、教育ニーズが高い認定区分)】

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		143	134	114	110	105
②確保方策	特定教育・保育施設	143	134	114	110	105
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

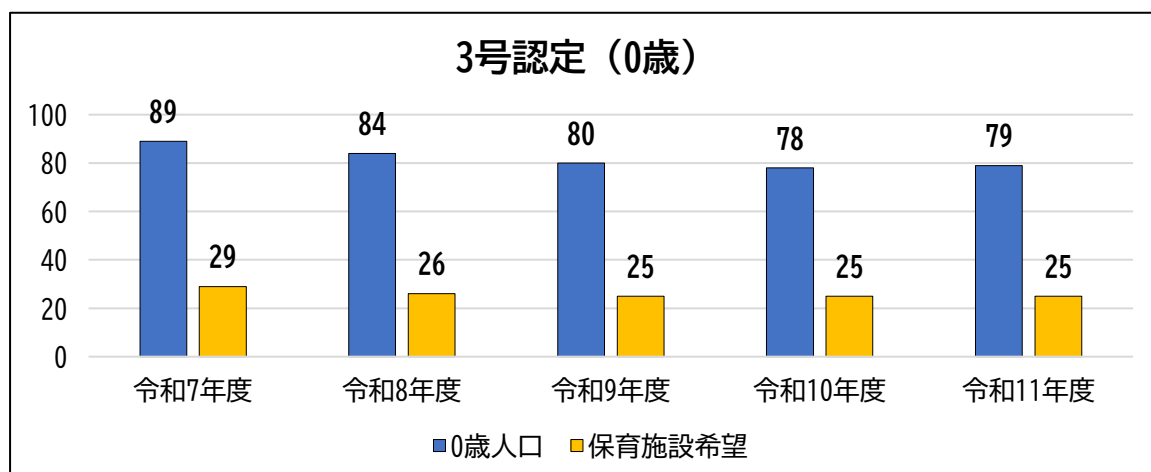
【2号認定（保育施設希望：3～5歳児で保育の必要性があり、保育施設の利用希望が強い認定区分）】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		137	127	109	105	102
②確保方策	特定教育・保育施設	137	127	109	105	102
③認可外保育施設		0	0	0	0	0
(②+③)－①		0	0	0	0	0



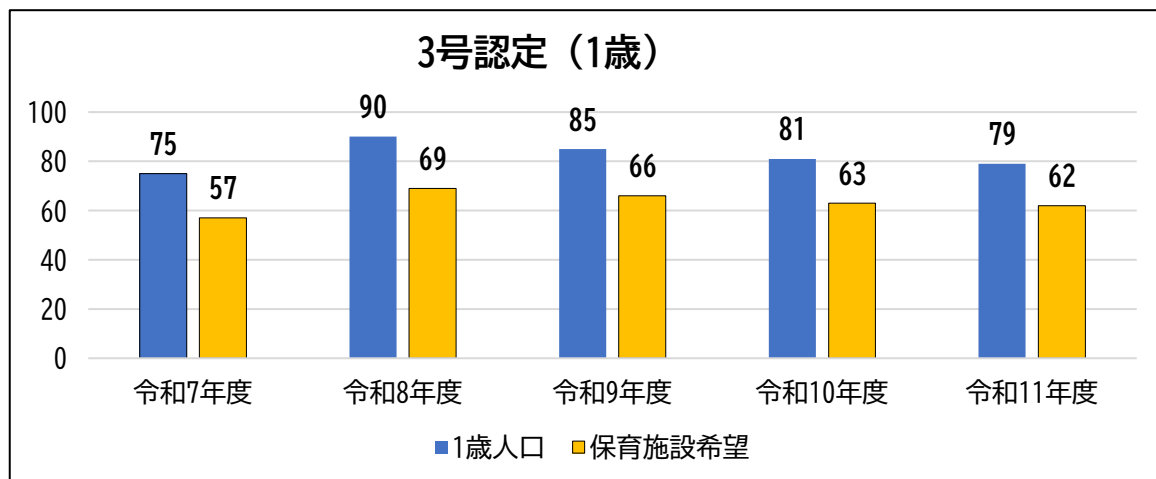
【3号認定（保育施設希望：0歳児で保育の必要性があり）】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		29	26	25	25	25
②確保方策	特定教育・保育施設	17	16	15	15	15
	特定地域型保育事業	11	9	9	9	9
③認可外保育施設		1	1	1	1	1
(②+③)－①		0	0	0	0	0



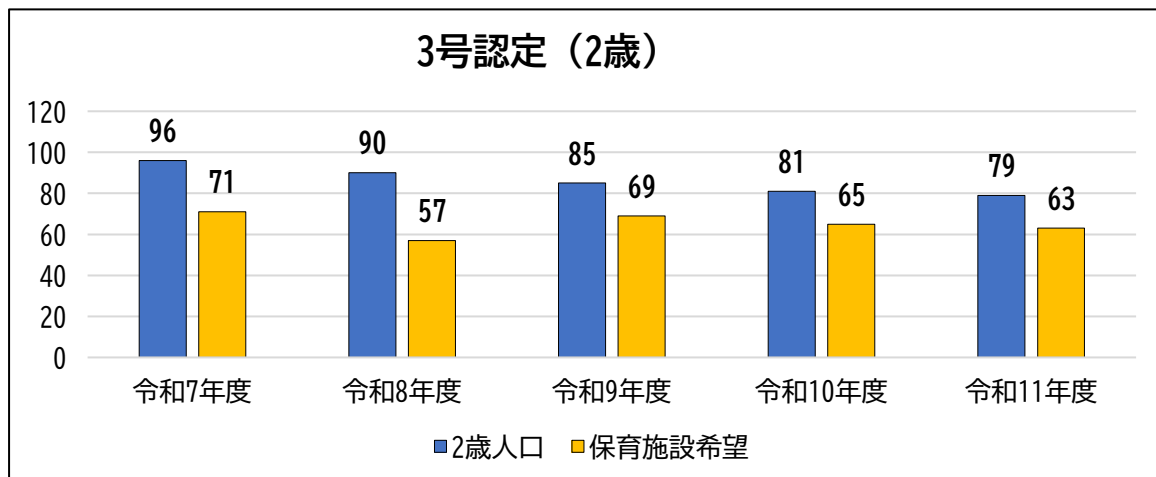
【3号認定（保育施設希望：1歳児で保育の必要性があり）】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		57	69	66	63	62
②確保方策	特定教育・保育施設	33	36	36	36	36
	特定地域型保育事業	22	31	28	25	24
③認可外保育施設		2	2	2	2	2
(②+③)－①		0	0	0	0	0



【3号認定（保育施設希望：2歳児で保育の必要性があり）】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		71	57	69	65	63
②確保方策	特定教育・保育施設	42	33	36	36	36
	特定地域型保育事業	27	22	31	27	25
③認可外保育施設		2	2	2	2	2
(②+③)－①		0	0	0	0	0



【0～2 歳児童の保育利用率】

国から示された基本指針等に沿って、計画期間内における 0～2 歳児童の保育利用率を次のとおり定めます。

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①推計児童人口 (0～2 歳)	260 人	250 人	256 人	245 人	240 人
②保育所等入所希望数 (量の見込み)	157 人	152 人	160 人	154 人	150 人
③保育所等受入可能数 (確保方策)	152 人	147 人	155 人	149 人	145 人
保育利用率(②／①)	60.4%	60.8%	62.5%	62.9%	62.5%

(3) 各事業の推進の方向性

○保育施設

保護者が就労している、病気療養をしている等により、家庭で保育することが困難である乳幼児について、保護者に代わり保育所での保育を行います。

【今後の方向性】

保育所の利用希望は少子化傾向にあるにも関わらず高い水準で推移しています。町では、保育ニーズが高い 0 歳から 2 歳までの低年齢児の保育枠の拡大策の一つとして、平成 29 年度から地域型保育施設整備を支援してきました。令和 6 年度現在、5 施設が地域型保育施設（小規模保育事業施設・事業所内保育事業施設）として運営しています。また、令和 2 年 4 月に駅東地区に民設民営の保育施設が開園し、令和 4 年 4 月には施設形態を幼保連携型認定こども園に変更しています。これにより、懸念事項だった待機児童は令和 3 年 4 月 1 日時点で解消し、令和 6 年度まで年度当初の待機児童は発生していません。また、他施設での受け入れが可能となったことから令和 3 年 4 月 1 日から休園していた小牛田保育所分園は、令和 5 年 4 月 1 日をもって廃止しました。

今後は、子ども人口の推移と保育ニーズを注視し、保育施設の定員を調整しながら待機児童を出さないよう努めます。

○幼稚園

小学校就学前の 3～5 歳児に向けた教育を行います。

【今後の方向性】

就学前の幼児教育については、基本的な生活習慣を身に付ける大切な時期となることから、幼児が円滑に就学することができるような教育を実践します。

近年、園児数は減少傾向にあります。共働き世帯等の増加や幼児教育・保育無償化に伴い一時預かり事業（幼稚園型）を希望する世帯の割合が増加しています。そのため、一時預かり事業（幼稚園型）については、幼児教育・保育ニーズを把握し、実情に応じた受入の確保に努めます。

また、子ども人口の推移やニーズを考慮しつつ、今後の施設の在り方について、認定こども園化や民間移行も視野に入れながら検討を進めます。

○認定こども園

保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、就学前の教育・保育を行います。

【今後の方向性】

近年、親の就労の有無、形態等で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供することが求められていることから、教育及び保育を必要とする満3歳以上の子どもに対する教育・保育を一体的に行うため、保育所と幼稚園の機能をあわせもつ認定こども園制度の導入が全国的に広がっています。本町においては、令和4年度に食と森の保育園美里が「幼保連携型認定こども園 食と森のこども園美里」に施設形態を変更しました。公立施設においては、幼保一体化施設として認定こども園に運営形態がもっとも近いなごう幼稚園・保育園の幼保連携型認定こども園化、また、こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園についても、子ども人口の推移やニーズを考慮しつつ、今後の在り方について、検討を進めます。

○認可外保育施設

国の設置基準に満たないものの、「認可外保育施設指導監督の指針」に基づく届け出を宮城県に行っている保育施設で、宮城県の検査・指導を受けている保育施設です。

企業主導型保育施設は、多様な働き方に対応した企業主導の保育サービスを提供する施設で、認可外保育施設に区分されます。複数企業での合同設置が可能で、従業員の子どものほか、地域の子どもを受入れる枠も設定されています。

【今後の方向性】

平成29年度には6施設が運営を行っていた認可外保育施設ですが、認可施設への移行に加え、利用する子どもの減少により、6施設全てが閉園しました。現在は令和2年4月1日に新たに開園した企業主導型保育施設1施設が運営しています。

宮城県の指導を受けながら健全に運営を行っており、認可保育所の補完的役割も担っていただいていることから、今後も協力体制を密にします。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 計画期間における量の見込み

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
時間外保育事業 (延長保育)	①量の見込み	140人	135人	135人	135人	135人	
	②確保方策	140人	135人	135人	135人	135人	
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人	
一時預かり事業（在園児対象）							
1号認定の利用（幼稚園型以外） 2号認定の利用（幼稚園型）	①量の見込み	76人日	59人日	50人日	47人日	45人日	
	②量の見込み	43,703人日	41,156人日	35,496人日	34,364人日	32,949人日	
	③確保方策	43,779人日	41,215人日	35,546人日	34,411人日	32,994人日	
	③-②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
一時預かり事業（在園児以外）		①量の見込み	120人日	114人日	113人日	113人日	116人日
一時預かり事業（幼稚園型以外）		②確保方策	120人日	114人日	113人日	113人日	116人日
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート事業 （病児・病後児以外）		①量の見込み	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
		②確保方策	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
地域子育て支援拠点事業 子育て支援センター事業		①量の見込み	1,900人回	1,850人回	1,800人回	1,750人回	1,700人回
		②確保方策	1,900人回	1,850人回	1,800人回	1,750人回	1,700人回
		②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	0歳児	①量の見込み	0人日	12人日	12人日	12人日	12人日
		②確保方策	0人日	12人日	12人日	12人日	12人日
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	1歳児	①量の見込み	0人日	24人日	24人日	24人日	12人日
		②確保方策	0人日	24人日	24人日	24人日	12人日
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	2歳児	①量の見込み	0人日	24人日	24人日	24人日	24人日
		②確保方策	0人日	24人日	24人日	24人日	24人日
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
利用者支援事業		①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
子育て世帯訪問支援事業		①量の見込み	340人	340人	340人	340人	340人
		②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
		②-①	▲340人	▲340人	▲340人	▲340人	▲340人
児童育成支援拠点事業		①量の見込み	1人	1人	1人	0人	0人
		②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
		②-①	▲1人	▲1人	▲1人	0人	0人
親子関係形成支援事業		①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
		②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
		②-①	▲3人	▲3人	▲3人	▲3人	▲3人
乳児家庭全戸訪問事業		①量の見込み	100人	100人	100人	100人	100人
		②確保方策	100人	100人	100人	100人	100人
		②-①	0人	0人	0人	0人	0人
養育支援訪問事業 （その他要保護児童等の支援に関する事業）		①量の見込み	40人	40人	40人	40人	40人
		②確保方策	40人	40人	40人	40人	40人
		②-①	0人	0人	0人	0人	0人
妊婦健診		量の見込み	83人	83人	83人	83人	83人
		①検診回数（①×14回）	1,168回	1,168回	1,168回	1,168回	1,168回
		②確保方策	1,168回	1,168回	1,168回	1,168回	1,168回
		②-①	0回	0回	0回	0回	0回
妊婦等包括相談支援事業		①量の見込み	200回	200回	200回	200回	200回
		②確保方策	200回	200回	200回	200回	200回
		②-①	0回	0回	0回	0回	0回
産後ケア事業		①量の見込み	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
		②確保方策	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
放課後児童健全育成事業							
低学年（1～3年生） 高学年（4～6年生）	①量の見込み	245人	257人	257人	257人	257人	
	②量の見込み	58人	70人	70人	70人	70人	
	③確保方策	303人	327人	327人	327人	327人	
	③-②-①	0人	0人	0人	0人	0人	

※「人日」「人回」は延べ数、「人」「回」「か所」は実数

(2) 各事業における量の見込み

○時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、11 時間の保育時間を超えて保育所等で保育をする事業です。

【今後の方向性】

保護者の保育需要等を踏まえながら、今後も適正な提供体制がとれるよう、保育士の確保に努め、引き続き実施します。

時間外保育事業 (延長保育)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	140 人	135 人	135 人	135 人	135 人
②確保方策	140 人	135 人	135 人	135 人	135 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(利用者実人数)

○一時預かり事業 ※うち、在園児を対象に実施するもの

(幼稚園型)

幼稚園及び認定こども園（教育卒）に在籍する通常保育の園児で、両親の就労などで、普段自宅で保育できない場合に、降園時間後の保育を行う事業です。

(幼稚園型以外)

幼稚園及び認定こども園（教育卒）に在籍する通常保育の園児で、家庭等の事情により一時的に降園時間後の保育を希望する園児を対象に各園で実施します。

【今後の方向性】

今後も継続して実施します。

一時預かり事業 (在園児対象)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (幼稚園型以外)	76 人日	59 人日	50 人日	47 人日	45 人日
②量の見込み (幼稚園型)	43,703 人日	41,156 人日	35,496 人日	34,364 人日	32,949 人日
③確保方策	43,779 人日	41,215 人日	35,546 人日	34,411 人日	32,994 人日
③－②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(年間延べ人数)

○一時預かり事業（幼稚園型以外）※うち、在園児以外を対象に実施するもの

家庭等の事情により一時的に保育できない状況となる場合に、保育施設、認定こども園で預かる事業です。

【今後の方向性】

職員の確保に努め、今後も継続して実施します。

一時預かり保育 (在園児以外)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	120 人日	114 人日	113 人日	113 人日	116 人日
②確保方策	120 人日	114 人日	113 人日	113 人日	116 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(年間延べ人数)

○病児病後児保育事業

病気（当面病状の急変が認められない場合）または病気の回復期にあり、集団保育が困難な子どもで、保護者の勤務の都合などのため家族で育児を行うことが困難な子どもを、専用の保育室において、保育士と看護師が一時的に保育する事業です。

病児病後児保育事業には、病院・診療所、保育所等において専用の保育室等を備えるなどにより保育を行う「病児・病後児対応型」、保育中の体調不良児を一時的に預かる「体調不良児対応型」、研修を受けた保育士、看護師等が児童の自宅において保育を行う「訪問型」があります。

【今後の方向性】

「体調不良児対応型」については、看護師及び専用の保育室を整備・確保することが困難なことから、これまで実施してきませんでした。しかし、核家族化の進行等により病児保育の必要性は年々高まっていることから、今後、公立施設においても、看護師及び専用の保育室や静養室を確保し、保育所内で保育中に体調を崩す児童を一時的に預かる「体調不良児対応型」の実施について準備を進めます。

「病後児対応型」については、現在、企業主導型保育施設 1 施設で実施しています。公立施設での「病児・病後児対応型」実施については、施設の設備や環境から実施が困難と思われることから、既に実施している施設と連携し、提供体制を整えます。

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

地域において、育児の援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【今後の方向性】

美里町では、令和4年度にファミリー・サポート・センターを立ち上げました。引き続き事業の周知を図りながら、育児の援助を受けたい方、援助したい方のマッチング（連絡・調整）を行います。

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート事業)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
②確保方策	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(年間延べ人数)

○子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気その他の理由で、家庭において保育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

【今後の方向性】

美里町ではこれまで実施してきませんでしたが、現在においても子育て短期支援事業の利用者ニーズはあるものと思われます。本事業の実施場所は、児童養護施設などのほか、里親へ委託をして実施している自治体もあることから、今後は、里親の活用も視野に入れながら検討を進めます。

○地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の支援を目的に、子育て親子の交流の場の提供と促進や、子育て等に関する相談・支援の実施、地域の子育て情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施などを行う拠点です。

【今後の方向性】

小牛田・南郷子育て支援センターにおいて、今後も継続して実施します。

地域子育て支援拠点事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,900人回	1,850人回	1,800人回	1,750人回	1,700人回
②確保方策	1,900人回	1,850人回	1,800人回	1,750人回	1,700人回
②－①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

(年間延べ人数)

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象に月一定時間まで保育施設で受入れ、その際の面談などを通じて乳幼児及び保護者の心身の状況及び保育環境の把握、子育てについての情報提供、助言等を行う制度です。

【今後の方向性】

国が本格実施を目指す令和8年度から実施できるよう、実施可能な施設の調整を進めます。

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	0人日	12人日	12人日	12人日	12人日
	②確保方策	0人日	12人日	12人日	12人日	12人日
	②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
1歳児	①量の見込み	0人日	24人日	24人日	24人日	12人日
	②確保方策	0人日	24人日	24人日	24人日	12人日
	②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
2歳児	①量の見込み	0人日	24人日	24人日	24人日	24人日
	②確保方策	0人日	24人日	24人日	24人日	24人日
	②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(年間延べ人数)

○利用者支援事業

児童またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や、相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整を行います。

【今後の方向性】

小牛田・南郷子育て支援センターにおいて、今後も継続して実施します。

利用者支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(実施施設数)

○子育て世帯訪問支援事業

家事や子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭に子育て支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐ事業です。

【今後の方向性】

家庭が抱える不安や悩みの傾聴及び助言については現在も行っていますが、家事・育児支援については子育て支援員の確保の問題から実施の見通しが立っていません。今後は外部委託も含め、実施について検討を進めます。

利用者支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	340人日	340人日	340人日	340人日	340人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①	▲340人日	▲340人日	▲340人日	▲340人日	▲340人日

(年間延べ人数)

○児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える課題に応じて、生活や食事、学習等のサポート、相談支援等を行うとともに、関係機関へつなぐなど、状況に応じた包括的な支援を行う事業です。

【今後の方向性】

居場所となる場の確保ができないことから、現在は実施していません。今後は、場所の確保を含め、外部委託等について検討を進めます。

利用者支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1人	1人	1人	0人	0人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
②－①	▲1人	▲1人	▲1人	0人	0人

(利用者実人数)

○親子関係形成支援事業

子育て等に悩みや不安を抱える保護者やその児童に対し、情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みの共有や相談、情報交換できる場を設けるなどの支援を行う事業です。

【今後の方向性】

現在は情報提供や相談、助言のみを行っています。今後は、人員の確保やノウハウの取得等を行いながら、場所の確保を含め、実施について調整を進めます。

利用者支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
②－①	▲3人	▲3人	▲3人	▲3人	▲3人

(利用者実人数)

○乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることを目的としています。

また、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

【今後の対応】

現在、美里町では、健康福祉課の保健師や助産師が乳児家庭全戸を訪問しており、今後も継続して実施します。

乳児家庭全戸訪問事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	100人	100人	100人	100人	100人
②確保方策	100人	100人	100人	100人	100人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(利用者実人数)

○養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【今後の対応】

美里町では、健康福祉課の保健師や助産師が乳児家庭全戸を訪問しており、その中で養育支援が必要と認められる家庭に対し行っている事業であり、今後も継続して実施します。

養育支援訪問事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40人	40人	40人	40人	40人
②確保方策	40人	40人	40人	40人	40人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(利用者実人数)

○妊婦検診

妊婦の健康と子どもの健やかな成長・出産を応援するために、妊婦健診の費用を助成する事業です。

【今後の対応】

美里町では、現在妊婦 1 人につき 14 回、多胎児の場合は 20 回の健診について助成を行っており、今後も継続して実施します。

妊婦健康診査	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	83 人	83 人	83 人	83 人	83 人
②検診回数 (①×14 回)	1,168 回	1,168 回	1,168 回	1,168 回	1,168 回
③確保方策	1,168 回	1,168 回	1,168 回	1,168 回	1,168 回
③－②	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

(利用者実人数・年間延べ回数)

○妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対して面談等を行い、妊婦等の心の状況、おかれている環境の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談等の援助を行う事業です。

【今後の対応】

母子健康手帳の交付及び新生児世帯訪問の際に行っている対象者との面談を今後も継続して実施します。

妊婦等包括相談支援事業	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	200 回	200 回	200 回	200 回	200 回
②確保方策	200 回	200 回	200 回	200 回	200 回
②－①	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

(年間延べ回数)

○産後ケア事業

出産後 1 年以内の母子が、心身のケア及び育児サポート等を行うことで、安心して子育てができる支援体制を整備することを目的に行う事業です。

【今後の対応】

産科医療機関や助産院に宿泊・通所または助産師が訪問し、休養をとりながら安心して子育てができるように、今後も継続して実施します。

産後ケア事業	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日
②確保方策	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

○放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【今後の対応】

美里町では、現在 6 か所の放課後児童クラブを運営しており、うち 4 か所が小学校の空き教室や敷地内で運営しています。令和 6 年度から、対象を全学年に変更し、受入れを行っています。

今後については、小牛田放課後児童クラブの施設を小牛田小学校敷地内に新たに建設し、登館時の安全確保及び定員の増加を図ります。また、ニーズの増加に合わせて指導員の確保を行い、安全・安心なサービスの提供に努めます。

民間による運営手法の活用については、今後も検討を進めます。

放課後児童健全育成事業	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (1～3 年生)	245 人	257 人	257 人	257 人	257 人
②量の見込み (4～6 年生)	58 人	70 人	70 人	70 人	70 人
③確保方策	303 人	327 人	327 人	327 人	327 人
③－②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(利用者実人数)

○多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進及び多様な事業者の特色を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

【今後の対応】

新規参入する事業者の事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援を行います。

5. 放課後児童対策

【経緯】

国は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるため、また、「待機児童」を解消するため「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）及び「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定）を策定し、放課後児童対策を推し進めてきました。

しかし、「新・放課後子ども総合プラン」の最終年である令和5年度においても国内には多くの待機児童が存在していることから、放課後児童対策を一層強化し、子どものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、「放課後児童対策パッケージ」（令和5年度から令和6年度）をまとめ、文部科学省とこども家庭庁が連携して推進することとしました。

【本町の対応】

美里町では、現在「放課後児童クラブ」を町内6か所で実施しており、令和6年度から全学年を対象としています。職員については、放課後児童支援員の資格取得に向けて、従事職員の研修受講を推進してきました。

今後は、「全ての児童等が放課後・週末等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる」よう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後・週末等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動を行う事業（放課後子供教室）の一体型または連携型の実施に向けて調整を進めます。

(1) 「放課後児童クラブ」の提供体制の整備

現在、放課後児童クラブは町内6カ所すべての小学校に対応するよう実施しています。

施設の老朽化が著しかった2施設については、小学校の敷地内に新たに施設を建設し、同時に受入枠の拡大を行いました。

今後については、唯一小学校から離れていた「放課後児童クラブ」について、小学校敷地内に整備することで、移動時の安全確保を図りつつ、今後のニーズ増加を見据えて、受入枠の拡大を行います。

(2) 「放課後児童クラブ」の安定的運営

「放課後児童クラブ」を安定的に運営するためには、事業に関わる専門職員の配置が欠かせません。美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準においては、専門職員を支援の単位（クラス）ごとに2人以上配置することとし、その内の1人は、県知事が行う研修を修了した放課後児童支援員とすることとしています。これまで、「放課後児童クラブ」に従事する職員に対して、放課後児童支援員の資格取得を推奨してきましたが、今後も継続して実施します。一方で「放課後児童クラブ」については、より専門的な職員の育成に実績のある民間手法による事業展開ができないか検討が必要です。

(3) 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的または連携的な実施及び目標事業量

現在、6 か所の「放課後児童クラブ」の実施と比較して、「放課後子供教室」については、南郷地域に限定されています。「放課後児童対策パッケージ」においては、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的または連携的な実施を推奨していますが、本町においてはその醸成にまだ至っていません。今後は、未設置の地域における「放課後子供教室」の設置に向けて学校及び地域との協議の場を設ける必要があります。

「放課後子供教室」が既にある南郷地域においては、「放課後児童クラブ」との一体的または連携的な実施に向けて検討を進めます。

目標事業量

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
一体型	1	2	3	4	5
連携型	1	1	1	1	1

一体型・・・小学校の空き教室を利用または、隣接した場所で施設を運営

連携型・・・小学校から離れた場所で施設を運営

(4) 様々なニーズに対応した「放課後児童クラブ」の取組

本町では、地域のニーズに対応し、全ての「放課後児童クラブ」において、閉所時間を午後 7 時とし、土曜日や長期休業時の開所時間を午前 7 時からとしています。

今後求められる取組としては、長期休業時の昼食について、現在弁当持参としているところを、購入制を選択できるようにすることが挙げられます。事業者の確保や実施主体、全ての放課後児童クラブで行えるか等、多くの課題がありますが、全国的に広がりを見せている取組みであり、保護者の負担を大きく軽減することにも繋がるため、検討する必要があります。また、午前中の仕事をしている家庭の児童を長期休業時のみ受入れるなど、多様化する働き方への対応についても検討を進めます。

第3章 計画の基本目標

○基本目標

安心して子育てができ

子どもも 親も 地域も 互いに育ちあうまちづくり

子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、安心して子どもを生み、ゆとりを持ちながら子どもを育てていくことができるようにするためには、子どもの成長や子育て中の家庭を地域、企業、行政が一体となって、支援していく社会づくりが必要です。

このため、町では「安心して子育てができ子どもも親も地域も互いに育ちあうまちづくり」を計画の基本目標にかかげ、未来を担い、21世紀にはばたく子どもたちがより良い環境のもとで、健やかに成長していくための各種施策を総合的に推進します。

○基本方針

1 安心して子どもを生み育てるために

子育ては、家庭に明るさや幸福をもたらし、親自身の人間的な成長にもつながります。少子化の時代にあって、子育ての楽しみや喜びが感じられ、また一方で、子育てに関する不安が解消されるためには、安心して子どもを生み育てられる環境づくりが必要です。

そのために、妊娠・出産から子育てに至るまでの様々な状況に応じて、適切な環境や条件を整備していきます。また、引き続き保護者への経済面での支援を行い、負担の軽減を図ります。

2 子育てと仕事の両立を支援するために

ライフスタイルの変化や近年の女性就業率の上昇等により、女性の社会進出が進み共働きの家庭が増えてきています。このため、子育てをしながらも安心して働くことができるよう、保護者の就労形態に応じたサービスの提供や、子育てしやすい就労環境づくりを目指します。

さらに、男女がよきパートナーとして、家事や育児を担い、ともに協力し合いながら心豊かな日々が送れるよう、男女共同参画のもとで子育てを推進します。

3 子どもたちが健やかに成長するために

幼児期及び学童期は子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心や社会性などが育まれる時期であり、家庭教育がその出発点であるといえます。

このことから、家庭でのふれあいを大切にし、家庭の教育力を高めるための支援を行いながら、次代を担う子どもたちが健やかに成長するよう、家庭や幼児教育・保育施設、学校を通して教育の充実を図ります。

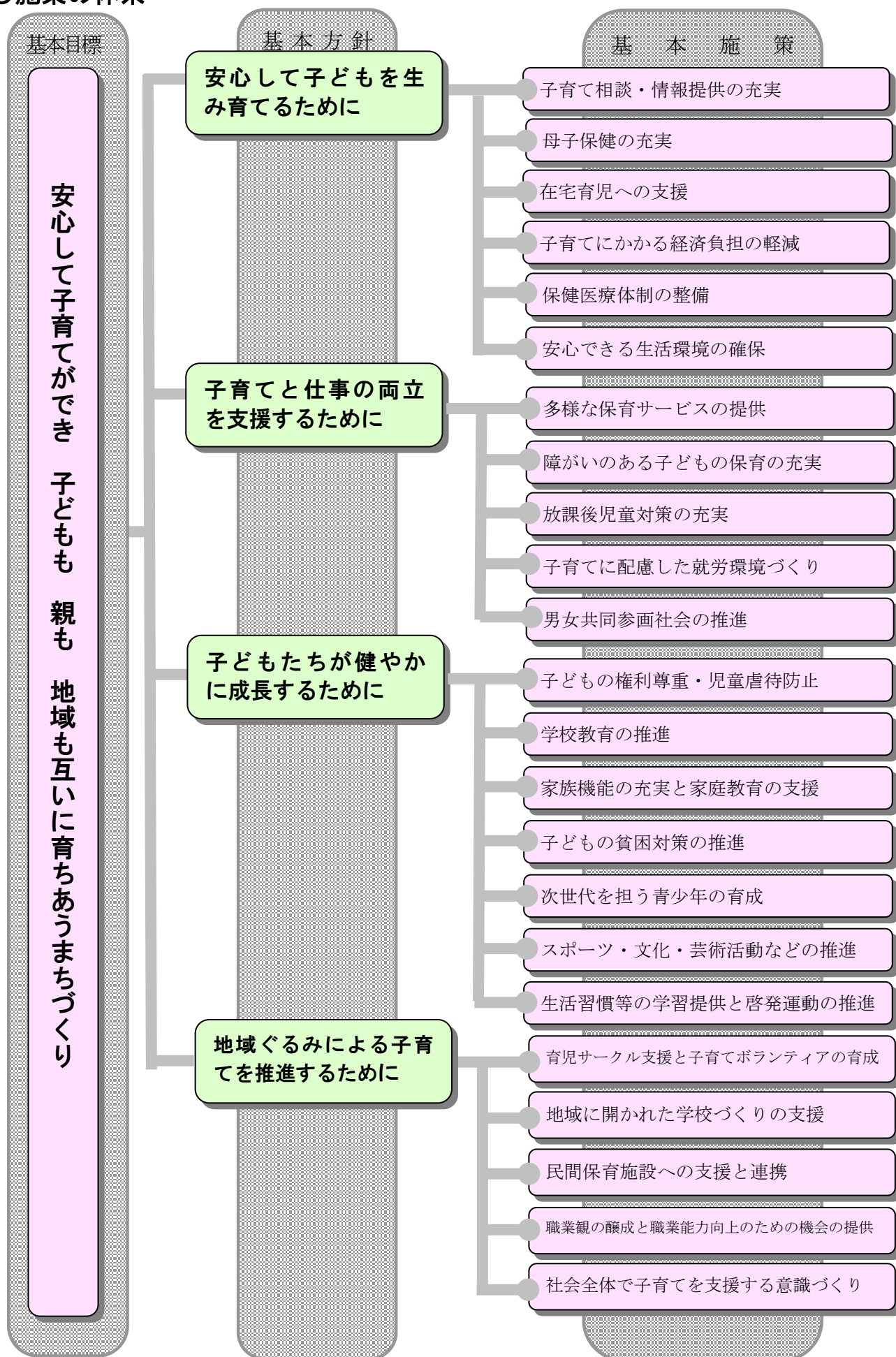
また、子どもたちも社会の一員であることから、一人ひとりの意見や権利が尊重され、主体的に社会参加できる地域づくりを目指します。

4 地域ぐるみによる子育てを推進するために

地域での子ども同士の交流も少なくなり、様々な人間関係の中で自然に身につくはずの思いやりや互いに支え合う心が希薄になってきています。また、親の育児に対する不安感や孤立感も増えていることから、家庭内だけではなく、地域の関わりをも深めていくことが必要です。

これらのことから、各施設による対応だけでなく、より身近な地域においての相談の場や交流の機会をつくり、子どもの成長と子育てを地域全体で支援する体制づくりを推進します。

○施策の体系



第4章 基本計画（令和7年度～令和11年度）

第1節 安心して子どもを生み育てるために

【現状・課題】

安心して子どもを生み育てる環境を作るには、母親が子育てに関する不安や悩みを抱えたまま社会から孤立することがないよう、相談支援や情報提供、つながりの創出をすることが不可欠です。町は子育てに関する様々な支援策、相談事業などを行っていますが、必要とする方に必要な情報が正しく行き届いているかが課題となります。

行政の各部署がそれぞれ個別に情報を提供するのではなく、ホームページやメッセージアプリも活用しながら、総合的に情報を提供できる施策が必要であると思われます。

地域子育て支援拠点事業は、子どもの遊び場の提供や相談支援、情報提供のほか、同年代の子どもを持つ親同士の交流の場としても利用されており、子育て支援センターでの交流によって母親の孤立を防ぐことは、これまで以上に重要になると思われます。

子育てにかかる経済的負担の軽減策としては、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたほか、令和6年10月からは児童手当の所得制限撤廃及び支給対象年齢の引上げ、第3子への支給額の増額が行われております。町としては、令和4年度から子ども医療費助成の対象を18歳に達した年度末までに引上げ実施しています。

地域医療の面においては、町内には産婦人科や小児科のある病院がなく、大崎市をはじめ近隣市町の医療機関に依存しています。このためかかりつけ医を持つことが困難な状況にあり、広域的な医療機関との連携が必要です。

子どもの遊び場について、町内には大小様々な公園が整備設置されていますが、今後も地域バランスを考慮しながら、防災対策も含め遊び場や交流の場の確保が求められています。公園に設置されている遊具等については、一部老朽化したものもあり、子どもたちの安全性確保のために定期点検や更新整備が必要です。通学時の交通安全対策としては、幼稚園児・小学生に対してはスクールバス運行の施策を講じているものの、通学路の歩道確保や信号機、防犯灯の設置なども必要と思われます。

【基本施策】

1. 子育て相談・情報提供の充実

身近なところで、気軽に相談できるよう、各関係機関（保育施設、子育て支援センター、児童館、幼稚園、民生委員児童委員、学校教育支援専門員、人権擁護委員等）における各相談窓口を充実させるとともに、関係機関相互の連携を強化し、相談体制のネットワーク化を引き続き促進します。

個別的かつ深刻な相談に対応するため、児童福祉機能と母子保健機能を併せ持つ子ども家庭センターを設置するとともに、宮城県北部児童相談所などとの連携により、専門スタッフや医師との協力も図ります。

地域に密着した子育てに関する情報を提供できるよう、広報紙やホームページ、メッセージアプリ、「子育てガイドブック」などを活用しながら最新の情報を提供します。

2. 母子保健の充実

妊娠・出産期は、特に育児に対する不安やストレスが多くみられることから、気軽に相談や学習ができる体制の強化を図るとともに、妊婦等包括相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、産後ケア事業を継続実施し、子ども家庭センターを中心として、妊娠期から育児期にわたり切れ目のない相談体制や支援ができるよう関係機関との連携を強化します。

また、健診や相談を通して子どもの発達段階を理解しながら安心して子育てができるよう、成長に応じた各種健診の充実を図るとともに健診受診率の向上に努めます。

さらには、生活習慣の基礎となる乳幼児期に楽しく、バランスの良い食生活や歯磨きの習慣を身に付けながら、身近な場所で身体を動かしたり、外で遊ぶ楽しさを通した健康づくりを推進します。

3. 在宅育児への支援

現在、保育施設や幼稚園を利用していない子どもの保護者への支援として、保護者の疾病等の理由による緊急時及び、私的理由により自宅での保育が困難な場合に、一時預かり事業を実施しています。また、令和8年度からは、保育施設等を利用していない満3歳までの子どもを対象に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を開始し、在宅で子育てをする保護者の不安やストレス、孤独感・孤立感の軽減を図ります。

さらに、児童館や子育て支援センター等の施設の利用を促進して、子育てに関する相談や情報の提供、親子での交流、育児サークルの育成などを行います。

4. 子育てにかかる経済負担の軽減

子ども医療費助成の対象を高校生年齢までとし、18歳の年度末までの子どもの医療費を無料としました。

教育・保育施設の保育料については、3歳から5歳児の全員及び、非課税世帯の0歳から2歳児について令和元年10月から無償化されています。また、教育・保育施設の給食費についても、低所得世帯は免除になっています。

今後も、家庭における経済負担の軽減を図ります。

母子父子家庭児童の保育施設入所については、優先的な入所に配慮をし、子育てと仕事の両立ができるよう支援します。

子育て相談などを通じて、日常生活の悩みや育児不安が解消できるように関係機関と連携を図ります。

5. 保健医療体制の整備

急病や夜間診療については、今後とも2次医療圏の基幹病院である大崎市民病院（救命救急センター）及び石巻市夜間急患センターとの連携を強化します。病気などの相談については、町立病院を核として相談できる体制の構築に努めます。

6. 安心できる生活環境の確保

自然の中で子どもたちがのびのびと遊べるよう、公園の維持・管理に努めます。また、公園内遊具の安全点検と老朽化した遊具については、建設課と連携し、順次更新を行います。

第2節 子育てと仕事の両立を支援するために

【現状・課題】

町内の保育施設では生後2か月からの低年齢児保育を実施しており、令和3年度以降、年度当初の待機児童は発生していません。また、放課後児童クラブについては、町内6つの小学校すべてに対応する放課後児童クラブを運営しており、令和6年度から全学年を対象としています。こちらも待機児童は発生しておらず、働きながら子育てをする世帯への支援としては一定の成果が出ているものと考えます。

しかし、保護者の就労形態や世帯を取り巻く環境の多様化に伴い、必要とされる保育サービスも多様化しています。今後については、待機児童ゼロを維持しつつ、多様なニーズに対応しなければなりません。

近年は、男女を問わず、企業においても育児休業制度などの導入を行っている事業所も多くなっていますが、依然その取得は女性に偏り、男女を問わずに仕事と子育ての両立を実現できる社会の構築や残業時間の短縮など、労働条件改善にむけた普及啓発や事業所側の積極的な協力が求められています。

また、家庭内における固定的な男女の役割意識を改めながら、父親が積極的に育児や家事に参加することができる社会の実現が必要です。

【基本施策】

1. 多様な保育サービスの提供

保護者の就労形態の多様化などに対応するため、延長保育を実施しています。

母親の産後休暇明けからの職場復帰に配慮して、生後2か月児からの保育受入れを継続し、低年齢児の利用希望者の調整を図ります。

緊急時や保護者のリフレッシュの目的等で一時的に自宅での保育が困難である子どもたちを対象に、一部の教育・保育施設において一時預かり事業を実施しています。

幼児期の子どもたちが心身ともに健全で、豊かな人間性を育みながらのびのびと成長できるよう、民間施設と協調を図りながら保育内容の充実や職員の資質向上のための研修受講に努めます。

地域の方々も気軽に参加できる行事を開催しながら、子どもたちと地域の方々との交流を深め、地域の中で子どもたちが育つような機会を作ります。

子どもたちがより良い環境のもとで健やかに成長することを目指して、今後も保育サービスに関する柔軟性や専門性を高める民間活力の導入や地域の多様な人材の活用についても引き続き検討を進めます。

2. 障がいのある子どもの保育の充実

障がいのある子どものなかで、保育施設や幼稚園で集団保育を行うことにより発達の改善が図られると認められる子どもを受け入れ、関係機関との連携強化や、保育従事者の療育に関する専門知識の向上に努めます。また、障がいのある子ども一人ひとりの能力を最大限に伸ばさせることができるように障がいのある子どもの保育の充実に努めます。

3. 放課後児童対策の充実

放課後児童クラブについては全ての小学校区に設置するとともに全学年を受入れ対象としています。より健全な運営を行うため、職員を十分に確保するとともに、民間手法を取り入れた運営についても検討を進めます。

児童クラブを通じて、異年齢交流や地域との交流を深めるとともに、子どもたちの興味や関心を高め、体験しながら楽しく学べるような行事を開催します。また、地域住民等の参画を得て、すべての児童を対象とした体験、交流活動などを行う計画的な事業展開を進めます。

4. 子育てに配慮した就労環境づくり

子を持つ親が子育てと仕事を両立できるよう育児休業制度の積極的活用や有給休暇の取得促進等に関する情報提供や啓発を推進します。

5. 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の形成に向け、育児への積極的な父親参加など男女共同による子育て促進のための啓発事業を行います。

男女共に親としての必要な知識を学習する機会を作り、子育てへの不安の解消を図るとともに、男女共同による子育て意識を高めるため、男性も参加しやすい講座や父親同士の懇談会などの開催について検討を進めます

第3節 子どもたちが健やかに成長するために

【現状と課題】

今日、少子高齢化、核家族化、情報の多様化により、子どもたちには自らが考え、行動する力を養うことが必要とされ、発達段階に応じた各分野による支援や地域全体の調整機能の充実を通して、自己実現を図れるようになることが重要です。

また、価値観の多様化という時代の中で、家庭や地域の在り方も変化していることから、子どもたちが社会生活を送る上で必要となる基本的な生活習慣や他人を思いやる心、善悪の判断力や公共性などの道徳心を身に付けることができるような学習機会の提供も求められています。

近年では子どもが屋内で過ごす時間が多い傾向にあり、遊び方を知らない子どもたちも見受けられることから、多くの子どもたちが気軽に参加し、遊びや、運動について知る機会を設け、広く利用を呼びかけていくことも必要です。

【基本施策】

1. 子どもの権利尊重・児童虐待の防止

子どもが自ら考え、自分のことについて自由に意見を述べ、表現できる場を児童館、学校教育、社会教育において推進するとともに、子どもの権利や意見が尊重される地域社会を目指します。

子どもを持つ親のみならず、地域住民に対しても児童虐待防止についての意識啓発を図るため、虐待発見の通告義務の周知に努めます。

また、保健師の訪問指導や民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員による地域での相談活動を充実しながら、要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待の防止と早期発見に努めるとともに、互いに相手を思いやる心と人権が尊重される社会づくりに向けた活動を推進します。

さらに子どもたちの健やかな成長を願い「有害環境の浄化運動」、「社会を明るくする運動」を一層充実させるとともに、町総ぐるみによる運動を進めます。

2. 学校教育の推進

教育委員会に指導主事や学校教育支援専門員を配置し、学校教育の充実を目指します。また、少人数学級の編制により、生活実感に根ざした興味をかきたてる授業や分かる授業の実施、子どもたち一人ひとりの個性を重視した教育の推進、基礎学力の確保・向上に努めるとともに、心の教育の充実も図ります。

また、地域に開かれた学校づくりを推進し、地域住民の協力を得ながら、総合学習の時間などを活用した体験学習やクラブ活動・読書教育の充実を図ります。充実した活動を通じて社会性や自立意識を育むことで、明日の地域を担う町民を育てる教育の推進を図ります。

さらに、特色ある魅力的な学校づくりを推進するとともに、教育の効果が期待できる学校環境の整備を行います。適正規模・適正配置や通学区の検討を行うとともに、保幼・小・中の連携や高校や大学と共同して実施する交流活動などの実現を目指します。

3. 家庭機能の充実と家庭教育の支援

家庭は子どもたちの人格形成の上で最も大切な場所です。親の家庭において果たすべき役割を深めるために、家庭教育に関する講演会等を開催し、学習の機会の提供に努め、家庭の教育力の向上を図ります。

また、家庭における家族の役割などを再認識するため、一家団らんで過ごす毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、一層の推進を図ります。

このため、家庭教育指導者・ボランティアの養成や「家庭の日」の運動推進に努めます。

4. 子どもの貧困対策の推進

子どもたちの将来が生まれ育った家庭の経済状況等によって左右されないよう、未来を担う子どもたちの学びや育ちを支えるために支援します。

基本的な生活習慣の定着のための支援に教員補助員を配置し、基礎学力の定着のための支援を行います。また、子どもたちが地域の中で多様な体験や関わりを通して自己肯定感を高め、将来に希望を持つことができるよう、地域全体で支えていく環境づくりを推進するとともに、さまざまな困難等を抱えている保護者や子どもが地域とのつながりや居場所を持ち、支え合いの中で自立した生活ができるよう、一人ひとりが置かれている状況に寄り添った支援を推進します。

経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し学用品費等の援助を行う就学援助事業、高校生年齢までを対象に医療費を無料にする医療費助成事業等で経済的負担を軽減するための事業を推進します。

5. 次世代を担う青少年の育成

青少年の「豊かな人間性」と「生きる力」を育むため、様々な自然体験や生活体験、社会体験は重要です。資質向上のための自主性を重んじながら、多彩な体験の中でスキルアップを図ります。また、青少年活動を通じて子ども会活動や地域の行事などに積極的に関わっていける青少年リーダーの養成を目指します。

このため、まちづくり人材育成事業の推進や、平和学習の開催、国際交流姉妹都市である米国ミネソタ州ウィノナ市などへの海外派遣事業を推進します。

6. スポーツ・文化・芸術活動などの推進

スポーツ活動は爽快感、達成感、連帯感など精神的な充足や、楽しさ、喜びを与え、健康の増進、体力の向上に効果的であると同時に規範意識を身に付けることができるなど、青少年の心身の健康づくりに最適であることから、スポーツ施設の機能充実と活用の推進を図るとともに、指導者の確保と育成に努め、その環境づくりを進めます。

また、豊かな感性・創造性を育むため、美里町に継承されている伝統文化や現代の芸術文化に身近にふれ、体験できる機会の充実と学校や文化施設などを拠点として継続的に体験・習得できる機会の提供に努めます。

7. 生活習慣等の学習提供と啓発運動の推進

生活習慣は子どもたちの健全な心と体に大きく影響を与えることから、「早寝・早起き・朝ごはん運動」の推進や「食育」の推進、「親子料理教室」の開催など、保護者に対する学習機会を提供するとともに、家庭の意識高揚と啓発運動を推進します。

第4節 地域ぐるみによる子育てを推進するために

【現状と課題】

現在、子育てに関するサークルは町内に1団体あり、町内のコミュニティセンターを中心に活動しており、サークル活動のほか、一般向けの子育てイベントを行っています。

近所付き合いが希薄化しつつある現代社会の中で、特に幼稚園や保育施設に通っていない子ども及びその保護者が孤立し、悩みや不安を抱え込まないよう、交流の場や、お互いに相談し合える機会、育児サークルなどのつながりを作ることが求められています。

また、地域においては、地域活動に若い世代の参加が少ないことなどが指摘されており、それに伴い、子どもを持つ親の悩みとして子育てについて気軽に相談できる相手が身近にいないことや、就学前の子どもにおいても遊び友達が少ないということが挙げられます。これらのことから、まずは、親と子どもの双方がともに地域に溶け込んでいく必要があります。

核家族化と少子化の流れの中で、在宅で子育てをしている家庭の親にとっては子育ての知識習得や情報交換の場が必要ですが、地域における近隣とのつながりが希薄化していることから、本来地域の中で機能してきた子育て世帯を支える機能が低下しつつあり、その役目が果たせなくなっています。

このことから、今後は子育てを家庭内だけの問題として捉えるのではなく、虐待防止の観点からも地域全体がかかわり合いを持ちながら、気軽に相談できるような地域環境づくり、また、地域の方々もあたたかく子どもたちを見守りながら、支えていく必要があります。

【基本施策】

1. 育児サークル支援と子育てボランティアの育成

育児に関する情報交換や保護者同士の語らい、仲間づくりを図るため、子育てに関する知識を深める講座や季節ごとの行事を取り入れた育児サークル事業を実施し、気軽に参加できる親子のコミュニケーションの場を提供します。

育児サークル活動の支援と育児交流を促進するとともに、サークル同士の連携活動や移動交流会など育児サークルのネットワーク化を図ります。

地域ぐるみでより良い子育て支援ができるよう、子育て支援ボランティア会員の育成、確保を図るとともに、会員研修や情報交換の機会を充実します。

また、地域住民の協力が不可欠であるファミリー・サポート・センターの利用拡大に努め、病気の回復期等により、通常保育を利用できない家庭などの利用調整を行い、共働きの保護者をサポートします。

2. 地域に開かれた学校づくりの支援

学校教育における志教育や体験学習に地域の人材の活用を促進するために、家庭・学校・地域が連携した「協働教育」の推進や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進め、学校教育と社会教育の連携（融合）、生涯学習指導者や地域学校協働活動等における人材活用によって、地域教育力の向上を目指します。

また、地域における子どもの遊びや子育てを支援する活動の核となるジュニアリーダー、家庭教育支援チーム、子育て支援ボランティア等の育成とともに青少年健全育成団体の活動の活性化を図りながら、地域が支える学校運営を目指して、空き教室や体育施設を積極的に開放し、学校と地域との交流を促進します。

3. 民間保育施設への支援と連携

子どもたちにとって適切な保育環境の維持と保護者の多様な保育ニーズに対応していくためには民間保育施設との連携が不可欠であることから、事業者及び県との情報交換を密にし、協力関係を深めます。

4. 職業観の醸成と職業能力向上のため機会の提供

青少年が学ぶことや働くこと、そして社会参加への意欲を高め、社会的な自立に必要な多彩な学習と社会参加への機会を提供するために、地元企業などへの依頼による職業体験学習等を実施します。

5. 社会全体で子育てを支援する意識づくり

地域社会の環境は子どもたちの健全育成に大きな影響を与えることから、地域住民の全てが子育ての問題を理解し、互いに支え合う地域社会を築いていくために、子育てに関する講演会の開催や広報紙などを通して、また、地域住民と青少年健全育成団体が連携して行動し、広く住民、地域、企業等の理解と関心を高め、子育てを地域社会全体で支援する意識の啓発に努めます。

中学生や高校生の多感な時期に、乳幼児とのふれあいや保育に親しむ機会を設け、若い世代から結婚や子育てに対する意識づくりを図るため、育児体験学習を実施します。

第5節 施策の数値目標

項 目	令和7年度	令和11年度	備 考
通常保育	332 人	326 人	公立 129 人
延長保育	8 か所	8 か所	
一時預かり事業	2 か所	2 か所	
病後児保育事業	1 か所	1 か所	
乳幼児通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0 か所	3 か所	公立 2 か所 私立 1 か所
地域子育て支援センター	2 か所	2 か所	
ファミリー・サポート・センター	1 か所	1 か所	
放課後児童クラブ	6 か所	6 か所	

第5章 計画の推進に向けて

各主体の役割

この計画の推進にあたっては、家庭や家族だけでなく、学校、地域、企業、行政などがそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組んでいくことが必要です。

1. 家庭の役割

子どもたちが心身ともに健やかに育つためには、家庭の役割が重要であり、家族が性別や慣習にとらわれず、個々人の責任や役割において家庭を築いていくことが必要とされます。家庭は子どもの人格や生活習慣を確立し、人間としての生活の原型を形づくる場であることから、愛情をもって子どもに接し、家族が安心して生活できる家庭を築いていくとともに、子どもの成長に応じた養育について、養育者自身が責任と自覚をもって、自らも成長していくために努力することが大切です。

2. 幼稚園・保育施設の役割

幼稚園や保育施設は、子どもの社会参加の場として、遊びなどの中で集団生活に必要なルールを身に付け、豊かな情操や自発性を養っていく場であるとともに、一人ひとりの発達の段階を踏まえた上での成長を見守り、支援していく上で重要な場です。

また、親同士や地域の人々との世代を越えた交流を深めるために、保育施設、幼稚園を子どもの生活圏とのつながりを強いものにするとともに、子どもの安全を確実に確保していくことが求められています。

3. 学校の役割

学校では、豊かな人間性や社会性の基礎となる能力を育てながら、子どもの興味や好奇心を伸ばし、自ら考え行動することのできる教育環境を整備していくことが必要です。

また、学校教育では、生きる力を育む特色のある教育活動や確かな学力の定着、更にはたくましい心と健康な体を育む指導の充実を図りながら、家庭や地域社会との関係をより深めながら、地域に開かれた学校を目指していくことも求められています。

4. 地域の役割

子どもたちが地域の中で、さまざまな年齢の子どもや大人と関わりながら、社会生活のルールを学んだり、地域社会に対する興味や関心をもったりすることは、地域社会に対する愛着や将来における住民意識を高めるためにも重要です。

また、少子化や近隣関係が希薄化しつつあるなかで、孤立した子育てになりがちな状況を踏まえ、行政が主体となる各種保育サービスや相談等の拠点づくりとともに、住民一人ひとりが子育てや子育て世帯への関心を持ちながら、支援のあり方について考えていくことが求められています。

5. 企業の役割

若い世代が子どもを生み育てやすい環境を作るためには、従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が可能な働き方ができるように、職場全体の働き方や雰囲気を変えていく「働き方の改革」が必要です。

そのためにも、男性の育児休業制度の積極的な取得や労働時間の短縮など働く人達が子育てを行うことに対する理解を深め、協力していくことが大切であり、企業も地域社会の一員として、地域とともに子どもの育成や子育てを支援していくことが求められています。

6. 行政の役割

町は、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに向けて、「町民と共に歩むまちづくり」、「常に危機管理を意識したまちづくり」、「総合計画を踏まえたまちづくり」を推進していきます。そのためには、情報の提供や収集を行いながら、多様な住民ニーズに応じた子育て支援を進める必要があり、ニーズを的確に把握し、住民の参加により事業を実施していくことが求められています。

また、子どもや子育てをめぐる問題については、関係機関との情報交換を行いながら、迅速な問題解決に努めていくことが求められます。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもが利用できる施設として、幼稚園及び保育所の認定こども園化を早期に実現することが必要です。育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるよう施設間相互の連携を強化しつつ、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を目指します。

推進体制の整備

次代を担う子どもたちの健やかな成長を推進するため、基本目標・基本方針の実現を目指し、各関係機関の連携と、子育て支援の推進体制を整備していきます。

この計画が町民に周知できるよう、さまざまな機会を捉えて広報するとともに、子どもの育成や子育てを社会全体で支援する環境づくりにむけての普及・啓発を行います。

この計画を推進するにあたっては、関係機関における役割分担とともに、様々な計画を実行するための人材の確保が必要です。このことから多様な保育サービスの提供にむけた人材育成と専門的知識を深め個々の資質向上を図る研修を充実していきます。

子育て支援に関する施策は、児童福祉、保健、医療、教育、雇用環境など幅広い分野にわたって関係しているため、この計画の推進にあたり、庁内関連部局の連携を一層強化するとともに、国・県等の関係機関とも密接な連携と協力関係を整え、一体となって施策の展開を図ります。

資料編

1. 策定委員会設置根拠

○美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会条例

平成25年3月14日

条例第24号

(設置等)

第1条 町長の諮問に応じ、子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）のため子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する施策の推進に関する事項を審議するため、美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第2条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（次号に掲げる者を除く。）または子ども・子育て支援のための施策に関心を有する者（次号に掲げる者を除く。）で公募した者

(3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、委嘱した日から起算して3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、または必要な書類の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年美里町条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2. 美里町子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿

氏名	所属団体・役職名	区分	備考
塩野 悦子	東北福祉大学健康科学部 保健看護学科教授	子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	委員長
岩渕 薫	教員経験者 人権擁護委員	子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	
鈴木 一子	教員経験者	子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	
青木 英治		子どもの保護者	副委員長
川野 仁美		子どもの保護者	
佐藤 祥子	しょうこ助産院助産師	子ども・子育て支援に関す る事業に従事する者	
千葉 千代		子ども・子育て支援のため の施策に関心を有する者	公募委員
多田 より子		子ども・子育て支援のため の施策に関心を有する者	公募委員

3. 計画策定の経過

年	月 日	内 容
令和 2 年度	2 月 18 日	第 1 回美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会 議題: 第 2 期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂について
	3 月 30 日	第 2 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題: 第 2 期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂についての答申(案)について
令和 4 年度	11 月 18 日	第 1 回美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会 議題: 第 2 期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂について
	12 月 26 日	第 2 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題: 第 2 期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂についての答申(案)について
令和 5 年度	3 月 25 日	第 1 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題: 第 3 期美里町子ども・子育て支援事業計画策定について
令和 6 年度	6 月 7 日	第 1 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題: 第 3 期美里町子ども・子育て支援事業計画の基本計画に係るアンケート調査の内容等について
	12 月 20 日	第 2 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題: 第 3 期美里町子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	1 月 9 日	第 3 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題: 第 3 期美里町子ども・子育て支援事業計画(案)について
	3 月 17 日	第 4 回美里町子ども・子育て支援事業策定等委員会 議題: 第 3 期美里町子ども・子育て支援事業計画の答申について



美里町

第3期子ども・子育て支援事業計画

美里町 子ども家庭課

〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13

TEL 0229-33-1411 FAX 0229-33-1412